また、沓島は、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のヒメクロウミツバメの国内で最大級の繁殖地となっている。

この他に絶滅危惧Ⅱ類のカンムリウミスズメ及びハヤブサ、準絶滅危惧種のカラスバト等の希少な鳥類を始めとして三十二科九十四種の鳥類が生息しており、国際的に重要な鳥類の集団繁殖地となっている。また、両島の周辺海域も海鳥類の採餌場所として重要である。

このように、当該区域はオオミズナギドリ等海鳥類の集団繁殖地として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類の保護を図るものである。

㈡　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団繁殖地の保護区として、オオミズナギドリを始めとする海鳥類の良好な生息及び繁殖環境が保たれるよう適切な管理に努める。

ロ　関係地方公共団体、関係機関、ＮＰＯ等と連携し当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

○環境省告示第七十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、冠島・沓島鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十月二十七日

環境大臣　松本　龍

一　名称

冠島・沓島特別保護地区

二　区域

京都府舞鶴市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

㈠　特別保護地区の指定目的

当該区域は、京都府舞鶴市沖の日本海に位置する、冠島及び沓島からなる区域である。

当該区域の冠島は、オオミズナギドリが十万羽以上繁殖しており、日本海側では最大級の繁殖地となっている。

また、沓島は、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のヒメクロウミツバメの国内で最大級の繁殖地となっている。

この他に絶滅危惧Ⅱ類のカンムリウミスズメ及びハヤブサ、準絶滅危惧種のカラスバト等の希少な鳥類を始めとして三十二科九十四種の鳥類が生息しており、国際的に重要な鳥類の集団繁殖地となっている。

このように、当該区域は冠島・沓島鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域において集団で繁殖する渡り鳥並びにその繁殖地及び生息地の保護を図るものである。

㈡　特別保護地区の管理方針

イ　集団繁殖地の保護区として、オオミズナギドリを始めとする海鳥類の良好な生息、繁殖環境が保たれるよう適切な管理に努める。

ロ　関係地方公共団体、関係機関、ＮＰＯ等と連携し当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

○環境省告示第七十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十月二十七日

環境大臣　松本　龍

一　名称

枇榔島鳥獣保護区

二　区域

宮崎県東臼杵郡門川町の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、宮崎県東臼杵郡門川町門川漁港から東へ約七キロメートルの沖合いに位置し、周囲約一・五キロメートルの枇榔島と周囲約二百メートルの小枇榔からなる無人島及びその周辺海域である。人間活動による鳥類への影響が少なく、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類で国の天然記念物であるカンムリウミスズメの重要な集団繁殖地となっているほか、同絶滅危惧ＩＢ類のウチヤマセンニュウ、同準絶滅危惧のカラスバト等の繁殖地にもなっている。

このように、当該区域は海鳥類の生息及び繁殖にとって重要な場所であり、その全域が海鳥類の集団繁殖及び生息の場として重要なことから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において繁殖する海鳥類を始めとする鳥類の保護を図るものである。

㈡　鳥獣保護区の管理方針

イ　枇榔島及び小枇榔は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

ロ　モニタリング調査等を通じて当該区域内の鳥類の繁殖及び生息状況の把握に努めるとともに、関係機関等との連携を図り、鳥類の繁殖及び生息地としての適正な保全を図る。

○環境省告示第七十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、枇榔島鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十月二十七日

環境大臣　松本　龍

一　名称

枇榔島特別保護地区

二　区域

宮崎県東臼杵郡門川町の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

㈠　特別保護地区の指定目的

当該区域は、宮崎県東臼杵郡門川町門川漁港から東へ約七キロメートルの沖合いに位置し、周囲約一・五キロメートルの枇榔島と周囲約二百メートルの小枇榔からなる無人島である。人間活動による鳥類への影響が少なく、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類で国の天然記念物であるカンムリウミスズメの重要な集団繁殖地となっているほか、同絶滅危惧ＩＢ類のウチヤマセンニュウ、同準絶滅危惧のカラスバト等の繁殖地にもなっている。

このように、当該区域は海鳥類の生息及び繁殖にとって重要な場所であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域において繁殖する海鳥類を始めとする鳥類並びにその繁殖地及び生息地の保護を図るものである。

㈡　特別保護地区の管理方針

イ　枇榔島及び小枇榔は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

ロ　モニタリング調査等を通じて当該区域内の鳥類の繁殖及び生息状況の把握に努めるとともに、関係機関等との連携を図り、鳥類の繁殖及び生息地としての適正な保全を図る。

○環境省告示第七十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十月二十七日

環境大臣　松本　龍

一　名称

与那国鳥獣保護区

二　区域

沖縄県八重山郡与那国町の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで